



# 島根県報

令和2年2月21日（金）

号外第14号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 3

## 告

## 示

## 島根県告示第91号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	出雲平田線	出雲市武志町323番2地先から同町300番2地先まで	前	メートル 6.85～ 9.05	メートル 194.50	出雲県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	11.35～ 16.30	194.50	
"	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字川本2867番2地先から同地先まで	前	8.94～ 9.10	13.74	県央県土整備事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	12.76～ 14.80	13.74	
"	大田桜江線	大田市祖式町字藤恩1861番地先から同町字三十田1834番1地先まで	前	5.30～ 6.70	425.25	県央県土整備事務所大田事業所 道路改良工事 拡幅
			後	9.80～ 44.96	416.68	

## 島根県告示第92号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年2月21日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	斐川一畑大社線	出雲市地合町魚見平2番2地先から同市坂浦町398番3地先まで	メートル 184.50	令和2年 2月21日	出雲県土整備事務所	
〃	仁摩邑南線	邑智郡邑南町高見184番地先から同204番3地先まで	73.70	令和2年 3月2日	県央県土整備事務所	
〃	温泉津停車場線	大田市温泉津町温泉津大字小濱字茶ノマセイ896番2地先から同井ノ廻出口イ898番3地先まで	101.00	令和2年 2月21日	県央県土整備事務所大田事業所	